



宮 崎 県 公 報

令和元年12月19日(木曜日) 第66号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 公営企業の業務の状況の公表……………(財政課) 1
- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……………(“) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知……………(“) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(“) 2

頁

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 2
- 公 告**
- 林業用種苗生産事業者講習会の開催……………(森林経営課) 2
- 人事委員会規則**
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………3
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………7
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………10

告 示

宮崎県告示第 590号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の令和元年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 591号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成16年宮崎県告示第21号)の一部を次のように改正し、令和2年1月20日から適用する。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
宮崎都城信用金庫	[略]		宮崎第一信用金庫	[略]	
高鍋信用金庫	[略]		高鍋信用金庫	[略]	
南郷信用金庫	同	同			
[略]			[略]		

宮崎県告示第 592号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字落水 7

- 59、760、762、764
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第593号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高野町1348-40、1356-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第594号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)

- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

西臼杵郡五ヶ瀬町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第595号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 上八峽地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡美郷町西郷田代字上八カへ7334番地先水路敷
2	” ” ” ” 7304番1
3	” ” ” ” 7286番2
4	” ” ” ” 7285番1
5	” ” ” ” 7276番1
6	” ” ” ” 字上八カへ上ノ園7268番
7	” ” ” ” 7268番
8	” ” ” ” 字上八カへ7276番2
9	” ” ” ” 7272番2
10	” ” ” ” 7280番2地先道路敷
11	” ” ” ” 7291番2
12	” ” ” ” 7294番1
13	” ” ” ” 7306番
14	” ” ” ” 7308番6
15	” ” ” ” 7310番1地先道路敷
16	” ” ” ” 7330番
17	” ” ” ” 7329番2

公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、

生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和元年12月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時

令和2年2月26日(水曜日)及び令和2年2月28日(金曜日)
午前9時から午後5時まで

2 開催の場所

- (1) 令和2年2月26日(水曜日)
宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁7号館4階 744号室
- (2) 令和2年2月28日(金曜日)
東臼杵郡美郷町西郷田代1561-1 宮崎県林業技術センター

3 受講申込受付期間

令和2年1月6日(月曜日)から令和2年2月7日(金曜日)まで

4 受講申込書の提出先

西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局

5 受講手数料

14,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

- (1) 受講申込書は、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局で交付する。
- (2) 詳細については、西臼杵支庁又は最寄りの各農林振興局の林務課若しくは宮崎県環境森林部森林経営課(電話0985(26)7158)に問い合わせること。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月19日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第10号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																		
<p>別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2 短大卒</td> <td style="text-align: center;">(1) 短大3卒</td> <td style="text-align: center;">ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 短大2卒</td> <td style="text-align: center;">ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	[略]			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ [略]	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ [略]	[略]		[略]			<p>別表第3 学歴免許等資格区分表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準学歴区分</th> <th style="text-align: center;">学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2 短大卒</td> <td style="text-align: center;">(1) 短大3卒</td> <td style="text-align: center;">ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 短大2卒</td> <td style="text-align: center;">ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～カ [略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	[略]			2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ [略]	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～カ [略]	[略]		[略]																																																																
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																																																																																	
基準学歴区分	学歴区分																																																																																																		
[略]																																																																																																			
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ～エ [略]																																																																																																	
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ～カ [略]																																																																																																	
	[略]																																																																																																		
[略]																																																																																																			
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																																																																																	
基準学歴区分	学歴区分																																																																																																		
[略]																																																																																																			
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ～エ [略]																																																																																																	
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ～カ [略]																																																																																																	
	[略]																																																																																																		
[略]																																																																																																			
<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">2級</th> <th style="text-align: center;">特2級</th> <th style="text-align: center;">3級</th> <th style="text-align: center;">4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">74</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2級	特2級	3級	4級	[略]					74	42	[略]			75	43	[略]			76	44	[略]			77	45	[略]			78	45	[略]			79	46	[略]			80	46	[略]			<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">2級</th> <th style="text-align: center;">特2級</th> <th style="text-align: center;">3級</th> <th style="text-align: center;">4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">74</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">76</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">78</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">79</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2級	特2級	3級	4級	[略]					74	41	[略]			75	42	[略]			76	42	[略]			77	43	[略]			78	43	[略]			79	44	[略]			80	44	[略]		
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																																																																																	
	2級	特2級	3級	4級																																																																																															
[略]																																																																																																			
74	42	[略]																																																																																																	
75	43	[略]																																																																																																	
76	44	[略]																																																																																																	
77	45	[略]																																																																																																	
78	45	[略]																																																																																																	
79	46	[略]																																																																																																	
80	46	[略]																																																																																																	
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																		
	2級	特2級	3級	4級																																																																																															
[略]																																																																																																			
74	41	[略]																																																																																																	
75	42	[略]																																																																																																	
76	42	[略]																																																																																																	
77	43	[略]																																																																																																	
78	43	[略]																																																																																																	
79	44	[略]																																																																																																	
80	44	[略]																																																																																																	

81	<u>47</u>			
82	<u>47</u>			
83	<u>48</u>			
[略]				
[略]				
エ 研究職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
67	[略]	<u>26</u>	[略]	
[略]				
69	[略]	<u>27</u>	[略]	
70		<u>27</u>		
71		<u>28</u>		
72		<u>28</u>		
73		<u>29</u>		
74		<u>29</u>		
75		<u>30</u>		
76		<u>30</u>		
77		<u>31</u>		
78	<u>38</u>	<u>31</u>		
79	<u>39</u>	<u>32</u>		
80	<u>40</u>	[略]		
81	<u>41</u>			
82	<u>41</u>			
83	<u>42</u>			
84	<u>42</u>			
85	<u>43</u>			
86	<u>43</u>			
87	<u>44</u>			
[略]				
90	<u>46</u>	[略]		
91	<u>47</u>			
92	<u>48</u>			
93	<u>49</u>			
94	<u>50</u>			
95	<u>51</u>			
96	<u>52</u>			
97	<u>53</u>			
98	<u>53</u>			
99	<u>54</u>			
100	<u>54</u>			
101	<u>55</u>			
102	<u>55</u>			
103	<u>56</u>			
[略]				
107	<u>58</u>	[略]		
[略]				
109	<u>59</u>	[略]		
110	<u>59</u>			

81	<u>45</u>			
82	<u>46</u>			
83	<u>47</u>			
[略]				
[略]				
エ 研究職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
[略]				
67	[略]	<u>25</u>	[略]	
[略]				
69	[略]	<u>26</u>	[略]	
70		<u>26</u>		
71		<u>27</u>		
72		<u>27</u>		
73		<u>27</u>		
74		<u>28</u>		
75		<u>28</u>		
76		<u>28</u>		
77		<u>29</u>		
78	<u>37</u>	<u>30</u>		
79	<u>38</u>	<u>31</u>		
80	<u>38</u>	[略]		
81	<u>39</u>			
82	<u>39</u>			
83	<u>40</u>			
84	<u>40</u>			
85	<u>41</u>			
86	<u>42</u>			
87	<u>43</u>			
[略]				
90	<u>45</u>	[略]		
91	<u>46</u>			
92	<u>46</u>			
93	<u>47</u>			
94	<u>47</u>			
95	<u>48</u>			
96	<u>48</u>			
97	<u>49</u>			
98	<u>50</u>			
99	<u>51</u>			
100	<u>52</u>			
101	<u>53</u>			
102	<u>54</u>			
103	<u>55</u>			
[略]				
107	<u>57</u>	[略]		
[略]				
109	<u>58</u>	[略]		
110	<u>58</u>			

111	<u>60</u>
112	<u>60</u>
113	<u>61</u>
114	<u>61</u>
115	<u>61</u>
116	<u>62</u>
117	<u>62</u>
118	<u>62</u>
119	<u>63</u>
120	<u>63</u>
[略]	

オ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
46	<u>26</u>	[略]	
47	<u>27</u>	[略]	
48	<u>28</u>	[略]	
49	<u>28</u>	[略]	
50	<u>28</u>	[略]	
[略]			
52	<u>29</u>	[略]	
[略]			
56	<u>30</u>	[略]	
[略]			
60	<u>31</u>	[略]	
[略]			
64	<u>32</u>	[略]	
[略]			

カ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
71	<u>42</u>	[略]				
[略]						
73	<u>43</u>	[略]				
74	<u>43</u>	[略]				
75	<u>44</u>	[略]				
76	<u>44</u>	[略]				
77	<u>45</u>	[略]				
78	<u>45</u>	[略]				
79	<u>45</u>	[略]				
80	<u>46</u>	[略]				
81	<u>46</u>	[略]				
82	<u>46</u>	[略]				
83	<u>47</u>	[略]				

111	<u>59</u>
112	<u>59</u>
113	<u>59</u>
114	<u>60</u>
115	<u>60</u>
116	<u>60</u>
117	<u>61</u>
118	<u>61</u>
119	<u>62</u>
120	<u>62</u>
[略]	

オ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
[略]			
46	<u>25</u>	[略]	
47	<u>26</u>	[略]	
48	<u>26</u>	[略]	
49	<u>27</u>	[略]	
50	<u>27</u>	[略]	
[略]			
52	<u>28</u>	[略]	
[略]			
56	<u>29</u>	[略]	
[略]			
60	<u>30</u>	[略]	
[略]			
64	<u>31</u>	[略]	
[略]			

カ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
71	<u>41</u>	[略]				
[略]						
73	<u>42</u>	[略]				
74	<u>42</u>	[略]				
75	<u>43</u>	[略]				
76	<u>43</u>	[略]				
77	<u>43</u>	[略]				
78	<u>44</u>	[略]				
79	<u>44</u>	[略]				
80	<u>44</u>	[略]				
81	<u>45</u>	[略]				
82	<u>45</u>	[略]				
83	<u>46</u>	[略]				

84	<u>47</u>	
[略]		

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				
59	<u>46</u>	[略]		
[略]				
61	<u>47</u>	[略]		
62	<u>47</u>			
63	<u>48</u>			
64	<u>48</u>			
65	<u>49</u>			
66	<u>49</u>			
67	<u>50</u>			
68	<u>50</u>			
69	<u>51</u>			
70	<u>51</u>			
71	<u>52</u>			
[略]				
91	<u>62</u>	[略]		
[略]				
93	<u>63</u>	[略]		
94	<u>63</u>			
95	<u>64</u>			
96	<u>64</u>			
97	<u>65</u>			
98	<u>65</u>			
99	<u>65</u>			
100	<u>65</u>			
[略]				
104	<u>66</u>	[略]		
105	<u>66</u>			
106	<u>66</u>			
107	<u>66</u>			
[略]				
111	<u>67</u>	[略]		
112	<u>67</u>			
113	<u>67</u>			
114	<u>67</u>			
[略]				
118	<u>68</u>	[略]		
119	<u>68</u>			
120	<u>68</u>			
121	<u>68</u>			
[略]				
125	<u>69</u>	[略]		
[略]				

[略]

84	<u>46</u>	
[略]		

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				
59	<u>45</u>	[略]		
[略]				
61	<u>46</u>	[略]		
62	<u>46</u>			
63	<u>47</u>			
64	<u>47</u>			
65	<u>47</u>			
66	<u>48</u>			
67	<u>48</u>			
68	<u>48</u>			
69	<u>49</u>			
70	<u>50</u>			
71	<u>51</u>			
[略]				
91	<u>61</u>	[略]		
[略]				
93	<u>62</u>	[略]		
94	<u>62</u>			
95	<u>63</u>			
96	<u>63</u>			
97	<u>63</u>			
98	<u>64</u>			
99	<u>64</u>			
100	<u>64</u>			
[略]				
104	<u>65</u>	[略]		
105	<u>65</u>			
106	<u>65</u>			
107	<u>65</u>			
[略]				
111	<u>66</u>	[略]		
112	<u>66</u>			
113	<u>66</u>			
114	<u>66</u>			
[略]				
118	<u>67</u>	[略]		
119	<u>67</u>			
120	<u>67</u>			
121	<u>67</u>			
[略]				
125	<u>68</u>	[略]		
[略]				

[略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月19日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第11号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p>第3条の5 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1箇月以内になしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>退職した職員の注意事項</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>(条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者)</p> <p>第3条の5 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)になしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 [略]</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>(表面)</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>退職した職員の注意事項</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることができる期間は、原則として、退職の翌日から1年間(これを支給期間という。)であること。その1年間に妊娠、出産、育児その他の人事委員会規則で定めるところにより、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことが</p>

[略]

できない日数を1年に加えた期間(最大限4年)となること。

[略]

別記様式第6号(別紙)を次のように改める。

様式第6号(別紙)

⑰退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記入してください。】	
任命権者 記載欄	退職者 記載欄
	退職の事由
<input type="checkbox"/>	1 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることによるもの
<input type="checkbox"/>	2 定年、任期期間満了等によるもの
<input type="checkbox"/>	(1) 定年による退職(定年 歳)
	(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>	3 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>	(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(5) 退職勧奨
<input type="checkbox"/>	4 職場における事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	(1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため
<input type="checkbox"/>	(2) 公務上の傷病による退職
<input type="checkbox"/>	5 職員の個人的な事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため
<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため
<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため
<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため(新住所:)
<input type="checkbox"/>	(6) その他(具体的に)
<input type="checkbox"/>	6 その他(1～5のいずれにも該当しない場合)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 具体的事情記載欄(任命権者用) </div>	

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日(附則第3項において「公布日」という。)から施行する。ただし、第3条の5及び様式第6号(別紙)の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に退職した者がこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第3条の5第4号に該当する場合には、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条の5に規定する職員の退職手当に関する条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 新規則第11条第2項の規定は、新規則第7条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月19日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第12号

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤労手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 臨時又は非常勤の職員(給与条例第9条の規定の適用を受ける職員をいう。)</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 給与条例第8条第2項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間(外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間)を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間については、その全</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5)～(10) [略]</p> <p>第3条 給与条例第8条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))その他人事委員会の定める者に限る。)となったもの</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 給与条例第8条第2項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間(外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあつては、これらに相当する期間)を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号及び第5号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間</p>

<p>期間 (2)～(7) [略]</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 市町村立学校職員 イ 現業職員 ウ 企業職員 エ 病院事業職員 オ 特別職に属する県の職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略] (勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第8条 給与条例第8条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第8条の4第5項において準用する給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) [略] (2) 第2条第3号から第5号まで及び第8号から第10号までのいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第9条 給与条例第8条の4第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない県の職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略] (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間(外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間)を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間</p> <p>(2)～(13) [略]</p> <p>第13条 第7条第1項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(2)～(7) [略]</p> <p>第7条 前条第1項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。</p> <p>(1) 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間</p> <p>ア 市町村立学校職員 イ 現業職員 ウ 企業職員 エ 病院事業職員 オ 特別職に属する県の職員 <u>カ 会計年度任用職員(法第22条の2第1項第2号に規定する職員をいう。)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略] (勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第8条 給与条例第8条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第8条の4第5項において準用する給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) [略] (2) 第2条第3号、第5号及び第8号から第10号までのいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>第9条 給与条例第8条の4第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない県の職員については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略] (勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間(外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間)を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号及び第5号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(2)～(13) [略]</p> <p>第13条 第7条第1項の規定は、前条に規定する給与条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。<u>ただし、同項第1号カに規定する職員であった期間を除く。</u></p> <p>2 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用する。

--	--